**R6.12**

**提出書類等一覧（個人再生手続申立・代理人用）**

東京地方裁判所立川支部民事第４部再生係

**１　提出書類　（※ 個人再生委員分の副本は、申立代理人から直送する。）**

**(1)　小規模・給与所得者等再生共通**

　　①　申立書　１通

　　②　収入一覧・主要財産一覧　１通

　　③　債権者一覧表（１通＋債権者数（住宅資金貸付債権者を含む））

　　④　住民票写し（３か月以内、世帯全員、本籍・続柄の省略のないもの、マイナンバーの記載のないもの）の原本　１通

**※　申立人が別居の家族を扶養している場合には、被扶養者の住民票写しの原本　１通**

　　⑤　委任状

⑥　報告書・陳述書　１通

　⑦　家計全体の状況（直近２か月分）　各１通

⑧　財産目録（一覧）　１通

　　⑨　財産目録（細目）　１通

　　⑩　預貯金通帳（過去２年分）のコピー　１通

**※　過去２年以内の取引について、解約済みの口座も含めて、各通帳の表紙から取引の明細がわかる全ページのコピー**

**※　預金取引が数か月前で止まっている場合や、提出分以降の取引がない場合には、そのことがわかるように、余白等に、記帳日や「以後取引なし」などの文言を記載してください。**

　⑪　財産目録記載の財産に関する疎明資料　各１通

⑫　清算価値算出シート　１通

　　⑬　申立代理人の宛名を書いた封筒（長形３号）又はラベルシール　　６枚

　　⑭　債権者（住宅ローン債権者を含む）の宛名を書いた封筒（長形３号）又はラベルシール　　　各２枚

　　　※　再生債権届出書等において債権者の住所等変更があった場合には、再生計画案提出時に、変更後の宛名を書いた封筒（長形３号）又はラベルシール（各１枚）を提出する。

　　⑮　個人再生委員が指示する書面

**(2)　小規模個人再生**

　　① 債務者の年収を明らかにする書面（源泉徴収票のコピーなど）（直近１年分）　１通

　②　債務者の給与明細書コピー（直近２か月分）　各１通

**(3)**　**給与所得者等再生**

　　①　源泉徴収票のコピー（直近２年分）　各１通

　　②　課税証明書（直近２年分）の原本　　各１通

　　③　給与明細書のコピー（直近２か月分）　各１通

　　④　建物賃貸借契約書のコピー又は１年間の住宅ローン弁済額がわかる書面のコピー　１通

　　⑤　可処分所得額算出シート　１通

**(4)　住宅資金特別条項を利用する事件（小規模・給与所得者等再生共通）（規則102）**

　　①　住宅資金貸付契約の内容を記載した証書（約定部分を含む）のコピー　１通

　　②　住宅資金貸付契約に定める各弁済期における弁済すべき額を明らかにする書面のコピー　１通

　　③　求償権の存在を証する書面（保証委託契約書）（約款部分を含む）のコピー　１通

**※　保証会社の求償権担保の抵当権等設定登記がなされている場合に提出する。**

　　④　住宅及び住宅の敷地の登記事項証明書（３か月以内）の原本　１通

　　⑤　保証会社のした保証債務の全部の履行により当該保証債務が消滅した日を明らかにする書面（代位弁済日がわかる書面）のコピー　１通

**※　保証会社が住宅ローン債務の全部につき代位弁済した場合に提出する。**

　　⑥　住宅資金貸付債権の一部弁済許可申立書（法１９７Ⅲ）　正本・副本　各１通

**※　個人再生委員分の副本は、上記正本・副本とは別に準備してください。**

　　⑦　住宅及び住宅の敷地の査定書（不動産の時価がわかる書面）　２通

　　⑧　住宅資金特別条項利用事件のチェックシート　１通

**２　手続費用**

(1)　申立手数料　　　　**１万円（収入印紙）**

(2)　予納金

　　①　裁判所予納金　　**１万３７４４円**（官報公告費用）

　　②　分割予納金　　**１５万円**（個人再生委員の報酬積立を兼ねた履行可能性テスト）

　　　※　毎月の計画弁済予定額を、個人再生委員指定の銀行口座に１か月ごとに振り込む方法による（原則６回）。ただし、第１回目は、口座指定後速やかに振り込む。

　　　　　６回分の計画弁済予定額の合計が個人再生委員の報酬額に達しない場合には、６回分の振り込みが終了した後も、個人再生委員の報酬額に達するまで、毎月の計画弁済予定額を個人再生委員の銀行口座に前記同様の分割方法で振り込む。

(3)　予納郵便切手

**内訳：１１０円×（２０＋債権者数×２）枚、１０円×２０枚**

※　申立後、郵便切手が不足した場合には、その都度納付していただきます。

以　上

*※　平成２５年２月から、東京三弁護士会多摩支部のホームページに申立書式等の一部が掲載　されています。*